

## 年金受給を 67 歳からとする動きが欧米で加速中。 日本は無関係だと言っているのか

(週刊ダイヤモンド「データフォーカス」欄、2006年2月18日号)

一橋大学教授 高山憲之

公的年金の受給開始年齢は日本では原則 65 歳となっている。厚生年金および共済年金のそれは現在、65 歳へ段階的に移行中である。移行期間中ということもあり、2004 年の年金改革では年金の受給開始年齢問題を日本ではほとんど議論しなかった。

ドイツや英国に目を転じると、この問題が今、熱く議論されている。まずドイツでは昨年 11 月、キリスト教民主同盟と社会民主党は大連立で合意し、その政策合意文書の中に公的年金の受給開始年齢を 65 歳から 67 歳に引き上げることが盛りこまれた。

次に英国では、同じ昨年 11 月に政府の年金改革委員会が報告書を取りまとめた。その報告書は、高齢化が進行している中で公的年金の給付水準を維持し、世代間の負担を公平なものとするために、受給開始年齢を平均余命の伸長に直接連動させながら段階的に引き上げる必要があると主張している。

そして 2020 年から受給開始年齢を引き上げ、2030 年で 66 歳、2040 年で 67 歳、2050 年で 68 歳とすることを提案している。

受給開始年齢の引き上げは、いずれの国でも不人気である。だが、米国、デンマーク、ノルウェー、アイスランドでは既に受給開始年齢を 65 歳から 67 歳に引き上げることを決め、現在、移行中である。

英国ではブレア労働党政権が受給開始年齢の引き上げを敢えて提案した。年金受給者の生活保護併給比率が年々高まっており、公的年金給付の実質水準を引き上げることが至上命題となっていた。年金給付の物価スライドを賃金スライドに戻すこと、国庫負担を実質的に増やすこと、全員加入の個人勘定つき掛金建て年金制度を創設すること、等とともに受給開始年齢の引き上げが提案されたのだ。

この提案に対するイギリス国民各層の反応は今のところ総じて冷淡であるものの、受給開始年齢の引き上げを平均余命の伸びと連動させることに合理性があるとする人も少なくない。

日本はこのような動きには無関係だといつまで言っているのだろうか。

### 老齢年金の受給開始年齢（日本）

生年月日 (下段は民間女性)	定額部分	報酬比例部分
1941年4月1日以前	60歳	60歳
1941年4月2日～43年4月1日	61歳	60歳
1946年4月2日～48年4月1日		
1943年4月2日～45年4月1日	62歳	60歳
1948年4月2日～50年4月1日		
1945年4月2日～47年4月1日	63歳	60歳
1950年4月2日～52年4月1日		
1947年4月2日～49年4月1日	64歳	60歳
1952年4月2日～54年4月1日		
1949年4月2日～53年4月1日	65歳	60歳
1954年4月2日～58年4月1日		
1953年4月2日～55年4月1日	65歳	61歳
1958年4月2日～60年4月1日		
1955年4月2日～57年4月1日	65歳	62歳
1960年4月2日～62年4月1日		
1957年4月2日～59年4月1日	65歳	63歳
1962年4月2日～64年4月1日		
1959年4月2日～61年4月1日	65歳	64歳
1964年4月2日～66年4月1日		
1961年4月2日以降	65歳	65歳
1966年4月2日以降		

### 受給開始年齢の国際比較

受給開始年齢	国名
60歳	フランス
65歳	日本 イギリス ドイツ など
67歳	アメリカ デンマーク ノルウェー アイスランド